

開発許可等申請手数料一覧

【「法」は全て都市計画法】

申請事項 開発区域 等の面積	開発行為許可申請（法第29条）			市街化調整区域 内の土地におけ る建築等許可申 請（法第43条）
	自己の居住用 の建築物にか かるもの	自己の業務用 の建築物又は 自己の業務用 の特定工作物 の建設にかか るもの	その他 （非自己用）	
0.1ha未満	8,600円	13,000円	86,000円	6,900円
0.1ha以上～0.3ha未満	22,000円	30,000円	130,000円	18,000円
0.3ha以上～0.6ha未満	43,000円	65,000円	190,000円	39,000円
0.6ha以上～1ha未満	86,000円	120,000円	260,000円	69,000円
1ha以上～3ha未満	130,000円	200,000円	390,000円	97,000円
3ha以上～6ha未満	170,000円	270,000円	510,000円	
6ha以上～10ha未満	220,000円	340,000円	660,000円	
10ha以上	300,000円	480,000円	870,000円	

変更許可申請1件につ き、次に掲げる額を合 算した額。ただし、そ の額が87万円を超える ときは、その手数料の 額は、87万円とする。 （法第35条の2）	イ	ロ	ハ
		開発行為に関する設計の 変更（ロのみに該当する場 合を除く。）については、 開発区域の面積（ロに規定 する変更を伴う場合にあ っては変更前の開発区域 の面積、開発区域の縮小を 伴う場合にあっては縮小 後の開発区域の面積）に応 じ上表に規定する額に10 分の1を乗じて得た額	新たな土地の開発区域 への編入に係る都市計 画法第30条第1項第1号 から第4号までに掲げ る事項の変更について は、新たに編入される 開発区域の面積に応じ 上表に規定する額

申請事項	用途地域の定められて いない土地の区域内に おける建築物の特例許 可申請（法41条第2項た だし書）	予定建築物等以外の建 築等許可申請（法第42 条第1項ただし書）	開発許可を受けた地位の承 継の承認申請（法第45条）
手数料の額	46,000円	26,000円	自己の居住用、又は1ha未満 の自己の業務用 1,700円 1ha以上の自己の業務用 2,700円 その他（非自己用） 17,000円

申請事項	開発登録簿の写しの交付（法第47条第5項）
手数料の額	用紙1枚につき470円